

学校経営のポイント

SARS教訓に感染症対策の徹底を

若井 彌一

最近の報道によれば、SARS（新型肺炎と訳されている）、すなわち重症急性呼吸器症候群の新たな感染者数が3月17日に統計をとりはじめて以来、初めてゼロになったという。

一難（SARS危機）去ったか？

6ヵ月近く、世界中の人々を恐怖におののかせたSARS危機も、統計的に見てようやく1つのヤマを越したという感じがするのが、6月22日、各紙で報じられた新患者の増加ゼロのニュースである。

とはいっても、これ以後新たな患者が増えないという確証などどこにもないのであるから、これで完全にSARS危機からわれわれが解放されたと喜びはしゃいでいるわけにはいかないことはもちろんである。

昨年11月に、中国の広東省で原因不明の肺炎が流行し、その後、感染者・患者数が増え続け、5月22日段階で8,000人を突破するにいたった。6月15日段階では死者数が800人に達したが、その後、中国とくに北京市での感染拡大防止策が強化された結果、鎮静化し、今月18日にはWHO（世界保健機関）が、事実上のSARS制圧宣言を行うまでになった。

一息つける状態になったことを喜ぶとともに、学校教育関係者は、SARSを含む感染症への対応にめかりのないよう、取り組みの徹底を期したい。

SARS危機は、一山超えたようにも思われるが、同じく感染症でもエイズウイルス感染者と患者数に関する報道内容は深刻である。6月13日に各紙の報じたところによれば、2001（平成13）年末のわが国のエイズウイルス感染者と患者の数は、厚生労働省への報告の3倍近い約1万2,500人ではないか、また

2006（平成18）年末には約2万7,000人に達するのではないか（試算）という研究結果を、厚生労働省研究班（グループ長＝橋本修二・藤田保健衛生大学教授）がまとめたという。

じつに衝撃的な研究結果である。各学校では、SARS問題のみならずエイズ問題を含め、より広く感染症問題に関する指導と対応のあり方について、教職員で協議し、できることから実践に移していきたい。

感染症に関する生徒等への指導と対応

『教職研修』誌（2003年7月号）でも述べたことであるが、かつての「伝染病予防法」に代わる「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年10月2日、法律第114号）では、「感染症の患者等の人権を尊重」と同時に、これらの者に「良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応すること」がめざされている（同法前文）。

感染症の患者に対する人権上の配慮といっても、そのことが感染症の拡大を招くことはなんとしても避けなくてはならない。実践的には、じつに難しい応用問題であることを、学校教職員が自覚するだけでなく、児童・生徒にも理解させ、さらにはその保護者にも理解を促す取り組みが必要である。

自校で危機が発生してから、学校としての指導・対応方針や方策を説明するのでは遅すぎる。ことが起きる前に、情報の提供を積極的に行っておくこと（小・中学校設置基準第3条等）が肝要である。飲食に起因する感染症の発生が予想される時期でもあり、各学校の取り組みの徹底を期待したい。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

●新刊案内●

最新刊・好評発売中！【付・学術資料CD-ROM】

教育開発研究所刊

なぜ不登校に？不登校中何を考えどう行動したか、学校・教師に何をしてほしかったか？どう乗り越えたか

『不登校—その後』

不登校経験者260名が語る心理と行動の軌跡
【編著】森田 洋司（大阪市立大学大学院教授）

●『不登校に関する追跡調査報告書』ほか不登校関連学術資料をCD-ROMに完全収録！ A5判290頁・定価2730円

研修誌・図書の小社への直接注文は、無料FAX 0120-462-488をご利用ください（24時間受付・即日発送）